

金沢市金澤町家活用事業継続緊急支援給付金のご案内

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響により金澤町家を活用して事業を営む事業者の売上が大幅に減少していることから、事業者の事業継続を支援するための給付金を支給します。

本給付金は、減収分を補う国の「持続化給付金」（50%以上の売上減少が要件）の対象から外れる同上事業者の方を市独自に支援するものです。

1. 対象となる事業者

金澤町家保全活用推進区域内で金澤町家を活用し事業を営む事業者で、下記のいずれにも該当する者

- ① 令和2年4月1日において、事業を営む者
- ② 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、
今後も事業を継続する意思がある中小企業者又は、個人事業主等
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で
30%以上かつ50%未満減少している者

2. 給付金

30万円（支給回数：1事業者1回）

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

【売上減少分の計算方法】

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲30～50%※の月の売上×12ヶ月）

※基準となる対象の月は、令和2年1月から同年12月のうち、2019年の同月比で売上が30%以上50%未満減少したひと月について、事業者の方に選択いただきます。

※1、2について、2020年1月～3月に事業を開始した者については特例措置があります。詳しくは申請要領等にてご確認ください。

3. 申請期間

令和2年10月15日（木）から令和3年1月31日（日）（※消印有効）まで
※国持続化給付金とは申請期限が異なりますので、ご注意ください。

また、本市の「飲食業事業継続緊急支援給付金」、「観光地域づくり緊急支援給付金」との重複申請はできません。

4. 申請方法等

申請書等をHPよりダウンロードして、原則郵送により提出ください。

（来庁による相談や持参による提出も対応可能です。）

必ず添付資料等もご確認・同封の上、申請ください。

5. 申請及びお問い合わせ

金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課 TEL 076-220-2208

金澤町家活用事業継続緊急支援給付金

検索

